



コロナ禍が続いておりますが、現在、弊所も台湾特許庁も通常通り業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆様も時節柄、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

## TIPLO News

2022年9月号(J277)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 「証明標章、団体標章及び団体商標審査基準」を改訂、2022年10月1日から適用
- 02 「Boy London」商標登録訴訟 最高行政裁判所は不登録の判決

### 台湾ハイテク産業情報

- 01 TSMCが3D ICに注力 PSMC、APメモリー・テクノロジーと共同開発

### 台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連  
奥斯汀商標の商標権侵害に504万新台幣ドルの損害賠償判決
- 02 営業秘密関連  
営業秘密罪の「主観的な犯罪意思」の認定

## 今月のトピックス

J220915Y2

J220829Y2

### 01 「証明標章、団体標章及び団体商標審査基準」を改訂、2022年10月1日から適用

「証明標章、団体標章及び団体商標審査基準」の改訂が2022年9月15日に発表され、同年10月1日から適用される。経済部知的財産局によると、証明標章、団体標章及び団体商標の登録において準備すべき手続き事項と登録審査要件が、商標とは異なることにより実務上疑義が生じる部分について、内容及び事例を追加し、審査原則をより明確にする必要があることに鑑みて、「証明標章、団体標章及び団体商標審査基準」を改訂したという。改訂のポイントは以下の通り。

- (一) 条文の順序に合わせて、審査基準の名称を「証明標章、団体標章及び団体商標審査基準」とする（訳注：現行審査基準は証明標章、団体商標及び団体標章審査基準）。
- (二) 台湾の「産地証明標章」と「産地団体商標」の登録出願制度を広く知らしめて説明するため、「産地標章」の部分を独立させる。
- (三) 証明標章の出願人による「証明する商品又は役務に従事しない」との声明：
  1. 出願人は証明する商品又は役務と同一の範囲でいかなる商標の登録も行ってはならず、さもなければ出願人が証明する商品又は役務の業務に従事しており、中立義務に違反し、声明の内容とは齟齬があると形式的に認定することができると、明らかに規定する。
  2. 出願人は証明する商品又は役務の業務以外の商品又は役務において、他の不登録事由がない場合、別途商標権の登録を出願することができる。
- (四) 登録出願する証明標章の使用規則（regulations governing the use of the certification mark）において、証明する商品又は役務の名称を明確に指定しなければならない：
  1. 証明標章の出願にあたり、その証明内容に記載する商品又は役務は食品、電器のような上位（概念）の名称で概括して表記することができるが、使用規則で定める使用条件に明確に対応のうえ、第三者による証明標章使用の申請に益するように、海外における実務的な方法を参考として、その証明する商品又は役務の名称をニース国際分類の分類原則を準用して指定し、公告に備えてこれを使用規則の添付書類としなければならない。
  2. 「証明する商品又は役務」に記載する商品又は役務の名称は、使用規則及び出願書類に記載した証明内容と一致しなければならない、証明する内容に記載した商品又は役務の範囲を越えてはならない。
- (五) 証明標章、団体標章及び団体商標の出願について、商標法第30条第1項第10号但書にある「明らかに不当なもの」の判断原則を例示し、説明する。

(六) 読者が理解しやすいよう、基準内容の説明を補助する事例を追加する。(2022年8月)

J220818Y2

## 02 「Boy London」商標登録訴訟 最高行政裁判所は不登録の判決

得恩堂眼鏡有限公司(Grace Optical Co., Ltd.、以下「得恩堂公司」)は2018年2月26日に「Boy London」を以て知的財産局に商標登録を出願し、知的財産局は審査した結果、当該商標が公衆にその商標の商品又は産地について誤認、誤信させるおそれがあるため、不登録査定を下した。得恩堂公司はこれを不服として、行政訴願を提起したが経済部に棄却されたため、さらに知的財産裁判所(当時)に行政訴訟を提起して、訴願決定及び原判決の取消を請求し、知的財産局は当該商標について登録査定を下すべきだと主張した。その後、知的財産及び商事裁判所の判決(108年度行商訴字第31号判決)にて、得恩堂公司の請求が認められたため、知的財産局はこれを不服として上訴を提起していた。最高行政裁判所は2022年8月18日に原判決を破棄し、得恩堂公司の第一審請求を棄却する判決を下した。

最高行政裁判所は判決書において次のように指摘している:「Boy London」商標は2つの英単語から構成され、「ロンドン男子」という意味である。ロンドンは有名な大都市であり、英国の首都であり、政治、文化、芸術、ファッションの中心地であり、台湾人にとって広く熟知されている都市名となっているため、「London」という一単語だけで「Boy London」商標とロンドンという都市との関連性を強烈に示すことができる。また「Boy London」商標の2つの単語のうち、消費者(需要者)の注意は「London」という単語に容易に惹きつけられる。該商標の指定区分については、老若男女問わずいずれもその役務を受ける消費者となり得るものであるため、「Boy」は特殊な意味を持たない普通名詞であり、見過ごされやすく、また「Boy London」商標が使用を指定する商品又は役務は、消費者にロンドンから来た又はロンドンと関連のある商品又は役務であるという錯覚をもたらす、商標として用いると、客観的にみて、当該商標が指定する商品又は役務の品質、性質又は産地について誤認、誤信を消費者にもたらすおそれがあるはずである。原判決では、台湾人は初歩的な英語において認識と識別の能力を有し、アルファベットを用いる外国語においては最初の一語に重きが置かれ、「Boy London」商標の顕著な部分は「Boy」であって「London」ではなく、「Boy London」について商標の文字全体の外観、観念又は称呼等の要素について直接的かつ客観的に判断すると、消費者に「Boy London」商標を表示する商品又は役務の産地又は提供地が英国又はロンドンと関係があると誤認、誤信させるには至らないこと、「Boy London」という名称は商品の機能、用途及び品質とは無関係であるだけでなく、社会の大衆が知悉する普通名詞ではなく、係争商標が英国の首都名と同一である又は暗示していると誤認、誤信させるに至らないこと、また、当該商標の中に「London」を有することで、「Boy London」商標を表示する商品又は役務の産地又は提供地が英国又はロンドンと関連があると関連の消費者に誤認、誤信させるに至らないこと等を指摘している。審理したところ、消費者の立場から、商標自身の図案や文字等の全体の外観、観念又は称呼が人に与える印象が商品

又は役務の性質、品質又は産地に対して誤認、誤信をもたらす可能性についての観察を行っていないのは、確かに不適切な箇所がある。

さらに本件原処分において「Boy London」商標の登録には商標法第30条第1項第8号に規定される不登録事由があるため拒絶したこと、訴願決定においては原処分が維持されたことには法に合わないところがない。原判決では、原処分及び訴願決定で「Boy London」商標の登録を拒絶したことについて法に合わないとして、訴願決定と原処分が取り消され、知的財産局に「Boy London」商標の登録出願に対する登録査定を下すよう命じたことには誤りがあり、本件上訴には理由がある。(2022年8月)

## 台湾ハイテク産業情報

J220901Y5

### 01 TSMCが3D ICに注力 PSMC、APメモリー・テクノロジーと共同開発

TSMC(台積電)が3D ICの開発を強かに推し進めている。パワーチップ(力晶)グループ傘下のPSMC(力積電)とAPメモリー・テクノロジー(愛普)はTSMCの最強のパートナーとなり、三社で既に共同で世界初のDRAMとロジックICの「3Dヘテロ集積化技術」を完成させた。これは業界最強のヘテロジニアスイнтеグレーション高帯域幅メモリー(VHM)で、現在すでに量産に入っており、今後は共同で高速演算、AI、ネット通信等の巨大ビジネスチャンスを狙う。

TSMCが声をかけ、PSMC、APメモリー・テクノロジーが積極的にこれに呼応する形でTSMCの3D IC戦略における最強のパートナーとなった。三社の提携関係は、APメモリー・テクノロジーがVHMを提供することになっているが、これにはカスタムDRAMデザイン及びDRAMとロジックICを統合したVHM Link IPが含まれる。PSMCがカスタムDRAMの生産を行ない、TSMCがロジックICの生産及び3D集積化サービスを受け持つ。

業界の話しでは、この3D集積メモリーは高帯域幅メモリー(HBM)と比べて、たっぷりと十倍以上高速で、4GBを超えるメモリー容量を搭載しており、更にこれは7ナノ製造プロセスのロジックIC内蔵SRAMの最大容量の五から十倍もあるので、「業界最強」と言ってよいとのことである。この外、3Dパッケージ技術は垂直方向の接続方式であり、今後は複数のICが直接立体的に集積化されることになる。

TSMC、PSMC、APメモリー・テクノロジーが共同開発する3D ICは既に量産に入っており、ブロックチェーンICデザイン会社が最初の顧客となっている。PSMCからの情報によると、このICはマイニング市場において、既にそのコストパフォーマンスが卓越していることが証明されており、現段階では高速演算、AI、ネットワーク通信等への応用が期待されており、現在検証と普及を促進しているところであるという。(2022年09月)

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 商標権関連

#### ■ 判決分類：商標権

#### I 奧斯汀商標の商標権侵害に 504 万新台幣ドルの損害賠償判決

##### ■ ハイライト

台湾で 60 年間にわたり寝具業を営む老舗の「奧斯汀 AUSTIN 寢飾」商標が兩岸（台湾と中国大陸）で商標権を侵害され、台中地方裁判所の一審で被告に 504 万新台幣ドルの損害賠償命令判決が下された。台湾のブランド商標としては最高の損害賠償額となり、台湾知的財産の領域におけるマイルストーンとなった。

#### II 判決内容の要約

台中地方裁判所民事判決

【裁判番号】 110 年度智字第 4 号

【裁判期日】 2021 年 8 月 23 日

【裁判事由】 商標権侵害に係る損害賠償請求

原告 敬統實業股份有限公司

被告 尚昱資產管理顧問有限公司

被告兼法定代理人 楊献章

被告 多利寶寢具股份有限公司

被告兼法定代理人 朱景清

被告 上海多利寶紡織品有限公司

被告兼法定代理人 朱景轟

被告 李隆晉

上記当事者間における商標権侵害に係る損害賠償請求事件について、本裁判所は 2021 年 8 月 2 日に口頭弁論を終結し、次のとおり判決する。

#### 主文

被告は奧斯汀 AUSTIN 商標及び示された図案（詳細は添付資料のとおり）並びにその他の同一の又は類似する商標及び図案を製造、輸入、販売する商品又はいかなる媒体にも使用してはならず、また前記商標及び示された図案並びにその他の同一の又は類似する商標及び図案を使用した商品を所持、展示、販売、輸入又は輸入してはならず、並びに前記商標及び示された図案並びにその他の同一の又は類似する商標及び図案を使用した商品を回収又は廃棄しなければならない。

被告尚昱資産管理顧問有限公司、多利寶寢具股份有限公司、朱景清、上海多利寶紡織品有限公司、朱景轟、李隆晉は連帯で原告に対し、504 万新台湾ドル及び2021年7月30日から支払い済みまで年5部の割合による金員を支払え。

前項支払いについて、被告楊献章は501万6000新台湾ドルの範囲内で被告尚昱資産管理顧問有限公司、多利寶寢具股份有限公司、朱景清、上海多利寶紡織品有限公司、朱景轟、李隆晉と連帯で支払いの責任を負わなければならない。

被告は費用を負担して、本判決書の当事者、事由、主文を標楷體 18 ポイントのフォントで蘋果日報全国版第一面に掲載しなければならない。

原告のその余の請求は棄却する。

訴訟費用は五分の二を被告が連帯で負担し、その余を原告が負担する。

本判決第二項について、原告は168万新台湾ドルを被告に担保として供託した後に、仮執行をすることができる。ただし、被告楊献章が501万6000新台湾ドルを担保として供託した後、他の被告が504万新台湾ドルを担保として供託した後に、仮執行を免脱することができる。

原告のその余の仮執行宣言申立ては棄却する。

## 一、事実概要

(一) 原告は台湾の商標登録第 00000000 号「奧斯汀寢飾 AUSTIN 及び図」商標（以下「係争商標」）の商標権者であり、寢具業界で60年にわたり経営を続け、代々苦勞を重ねて、台湾地元の有名寢具ブランドに成長した。係争商標の存続期間は1999年10月1日から2009年9月30日までであり、經濟部知的財産局の2009年10月23日付(108)智商00710字第10880616370号書簡を以って2029年9月30日まで期限延長(更新登録)が許可された。原告は2019年11月に、販売代理店から、ネット上で係争商標を表示した「奈米陶瓷智慧纖維棉被(ナノセラミックファイバー布団)」が他人によって販売されているとの通知を受け、原告はすぐにこれを調べ、調査機関による調査を経て、被告楊献章が模倣品を友人に提供してネット上で販売したことが分かり、2009年11月には光宇材料有限公司が原告に模倣品に関する3件の契約書を提供したため、本件の模倣布団の製造及び販売数量は合計4,200点に上り、被告李隆晉が被告楊献章を通じて被告上海多利寶紡織品有限公司(以下「上海多利寶公司」と被告多利寶寢具股份有限公司(以下「多利寶公司」)に製造させ、さらに被告楊献章が代表者である尚昱資産管理顧問有限公司(以下「尚昱公司」)に販売したことが分かった。本件の商標権侵害は貴院109年度智易字第81号の2020年11月30日弁論準備手続きにおいて、被告楊献章が罪を認め、有罪判決が確定している。

(二) 被告多利寶公司及上海多利寶公司はいずれも被告楊献章に全権を委任し、特別代理権を有する。民法第105条前段に基づいて、被告多利寶公司、上海多利寶公司はその事情を知り、若しくは知り得たことによって、模倣品を製造、販売したのかどうかは、楊献章により判断すべきである。被告楊献章は係争商標が原告の同意又は許諾を得ずに、同一の又は類似する商標を指定商品に使用してはならず、また販売、販売を目的として展示、輸入又は輸入してはならないことを知っていたが、多利寶公司及上海多利寶公司を代理して光宇材料股份有限公司(以下「光宇公司」)の前法定代理人である李隆晉と共謀して、多利寶公司に原料を提供させ、さらに上海多利寶公司に係争商標の模倣品

を製造させた。尚昱会社が 94 万新台湾ドルで係争商標の模倣品合計 4,200 点を購入し、さらに模倣品を販売する犯意に基づいて、ネット上で 1 点あたり定価 6,800 新台湾ドルのところ、特価 3,000 新台湾ドルで係争商標を模倣した模倣品を販売する情報を掲載し、写真を不特定の人に閲覧させ購入できるように供し、この方法で原告の登録商標図案の商標権を侵害した。係争商標権を侵害した商品は「奈米陶瓷智慧纖維棉被（ナノセラミックファイバー布団）」であり、その商品には目立つ場所に【奧斯汀寢飾 AUSTIN】という中国語と英語の文字が表示されており、登録商標 000000000 の図案と比べると、両者のデザイン構図は同じであり、またいずれも「奈米陶瓷智慧機能纖維被」という商品に使用され、一般の消費者の判断により、関連する消費者にその出所が同じであると誤認させる、又は両商標の使用の間には関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させることで、誤認混同をもたらすおそれがあり、原告係争商標権の侵害を構成している。

## 二、両方当事者の請求内容

（一）原告の請求：1. 被告は奧斯汀 AUSTIN 商標及び示された図案（詳細は添付資料のとおり）並びにその他の同一の又は類似する商標及び図案を製造、輸入、販売する商品又はいかなる媒体にも使用してはならず、また前記商標及び示された図案並びにその他の同一の又は類似する商標及び図案を使用した商品を所持、展示、販売、輸出又は輸入してはならず、並びに前記商標及び示された図案並びにその他の同一の又は類似する商標及び図案を使用した商品を回収又は廃棄しなければならない。2. 被告は連帯で原告に対し、1,260 万新台湾ドル及び訴状副本送達日の翌日から支払い済みまで年 5 部の割合による金員を支払え。3. 被告は費用を負担して、本判決書の当事者、事由、主文を標楷體 18 ポイントのフォントで蘋果日報全国版第一面に掲載しなければならない。4. 有利な判決を受けたとき、原告は担保を供託し、仮執行宣言を申し立てる。

（二）被告等の請求：1. 原告の訴えを棄却する。2. 不利な判決を受けたとき、担保を供託し、仮執行免脱宣言を申し立てる。

（被告李隆晉は合法的な通知に対して出廷せず、書類提出又は代理人による出廷による意見の表示を行わなかった）

## 三、本件の争点

1. 被告朱景清及び多利寶公司には、他の被告と共同で原告の商標権を侵害する行為があったのか。

2. 被告朱景彙、上海多利寶公司には、他の被告と共同で原告の商標権を侵害する行為があったのか。

3. 本件の商標権侵害商品は何点あったのか。消費者に誤認混同を生じさせる状況はあったのか。原告が請求できる金額はいかほどが合理的か。

## 四、判決理由の要約

（一）被告李隆晉は本裁判所の合法的な通知に対して、正当な理由なく口頭弁論日に出廷せず、また書面によるいかなる声明又は紛争も主張しておらず、本裁判所は、前記証拠調査結果により、原告の上記主張は事実であると認める。

(二) 本件原告と被告はいずれも被告尚昱公司、多利寶公司、上海多利寶会社がナノ寝具 4,200 点を製造する契約を結んだことについては争っていない。被告楊献章は該ナノ寝具 4,200 点が商標権侵害商品であることを否認しているが、法廷において 4,200 点の高機能布団を購入したこと等を認めており、かつ証人楊建邦も法廷で以下のように証言している：自分が以前、光宇公司以中華地区の業務総監（アカウント・ディレクター）、被告李隆晋が光宇会社の董事長（会長）であったとき、在庫を消化するため、被告多利寶会社に布団を製造させて中国大陸へ販売し、商品が中国でよく売れるように、布団に台湾の老舗ブランド、つまり原告の奧斯汀 AUSTIN 商標を刺繍することにした。また完成品を輸出すると関税が高いため、原料を中国に輸出して、被告上海多利寶会社に製造させることにした。原告が中国に工場がないためである。自分自身は中国に行って被告上海多利寶会社が製造した商品を見たことがあり、倉庫にたくさん積み上げられていた。被告上海多利寶会社の責任者に、4,200 点の布団を作ったので倉庫の空間を大きく占めていると言われた。自分で写真を撮り、布団には確かに原告の奧斯汀 AUSTIN 商標が刺繍され、外側のタグではないので、切り取ることができなかった。訴外人光宇公司是経営難のため、最終的には商品を 100 万新台湾ドル足らずで被告朱景清の友人に売却し、貸し借り無しとなった云々。（上記証人楊建邦の証言は）証人楊建邦が提供した光宇会社の「仕入れ先への支払い項目」エクセルファイルに記載されていた多利寶、数量 4,200 等という内容、光宇公司内部のタイトル「大陸の未払金及び前受金」という電子メールの添付ファイルに記載されていた多利寶、数量 4,200 等の内容、光宇会社の布団の外包装、広告文、イメージを説明する電子メールに記載されていた奧斯汀 AUSTIN 商標等の内容、及び証人楊建邦が撮影した上記布団実物の写真と照合すると、いずれも一致しており、信用するに足る。訴外人光宇公司与被告上海多利寶公司、楊献章とが結んだ契約書には、訴外人光宇公司在被告上海多利寶公司にナノ寝具合計 4,200 点の製造を委託する内容が記載されており、訴外人光宇公司与被告多利寶公司、楊献章とが結んだ契約書には上記当事者が寝具材料売買のために材料の供給と商品代の支払いを行う事が記載されており、訴外人光宇公司与被告尚昱公司との売買契約には、訴外人光宇公司在 94 万新台湾ドルでナノ寝具（布団）4,200 点を被告尚昱公司に売却する事等が記載されており、（これらは）訴外人光宇公司在材料の在庫を消化することを目的として布団を製造して中国大陸で販売するため、被告多利寶公司、上海多利寶公司与三者間で取引の契約を結び、被告楊献章が被告多利寶公司、上海多利寶公司的代理として訴外人光宇公司与、在庫の材料を被告多利寶公司に販売し、それを上海多利寶公司に輸出して上海多利寶公司以布団に製造するよう約定したこと、また、布団が中国大陸で売れやすいよう商品に原告の係争商標を表示したこと、またその後訴外人光宇公司在経営難に陥ったため、関連の商品を 94 万新台湾ドルで被告尚昱公司（代表者は被告楊献章）に譲渡したこと等が事実であると認めるに足る。また被告楊献章は本裁判所の審理において、2 点の原告商標が表示された商品を押収された事を認めており、本件被告等は確かに共同で、原告の許諾を得ずに、原告の奧斯汀 AUSTIN 商標が表示された布団 4,200 点を製造した。さらに被告が製造した原告の奧斯汀 AUSTIN 商標が表示された布団の図案と原告の商標図案を対比すると、英語の部分はいずれも「AUSTIN」、中国語の部分はいずれも「奧斯汀」であり、字

体、外形も高度に類似しており、消費者に誤認混同を生じさせるに足ると認めることができ、被告はこの方法で原告の商標権を侵害した事実を認定できる。

(三) 被告朱景清は原料重量が合致しない云々と抗弁し、被告上海多利寶公司、朱景彙は、証人楊建邦とそれが提出した支払い明細に記載される 4,000 点とは合わないこと、原告が提供した商標権侵害商品の写真のメーカーは深圳市の会社であり、被告上海多利寶公司ではないこと、かつ被告上海多利寶公司、朱景彙は原告から許諾されていると認識していること等と抗弁し、許諾契約書を証拠として提出した。しかしながら調べたところ、原料の重量、完成品の数量及びメーカーについて、証人楊建邦は、光宇公司の材料は化繊綿で、高価であるため、100%使用することが不可能であり、一般の綿を混ぜてコストを下げること、さらに、4000 点の記載は、社内の売上予測表であって、推測したもので、正確な数字ではないこと、メーカーが印刷した「深圳市泛亞全球供應鏈管理有限公司」は商品のアフターサービスの問題によるもので、中国で代理店を探したこと等を証言している。証人楊建邦によるこの部分の解釈は理に適合しており、被告朱景清、上海多利寶公司、朱景彙によるこの部分の質疑は証人楊建邦の上記証言の信頼性に影響を及ぼすものではない。被告上海多利寶公司、朱景彙が提出した許諾契約書には、訴外人光宇公司が原告から調達する等の内容が記載されており、明らかに訴外人光宇公司が原告から原告が生産する商品を購入してさらに外部に販売することを許諾する契約であり、訴外人光宇公司に商品を製造させる、又は再許諾させるための商標使用許諾ではなく、被告上海多利寶公司、朱景彙のこの部分の抗弁は採用できず、被告上海多利寶公司、朱景彙が製造した商品は許諾を受けておらず、被告上海多利寶公司、朱景彙のこの部分の抗弁は、故意又は過失により原告商標権を侵害する商品を製造した商標権侵害行為の責任を解除できるものではない。

(四) 本件原告は奧斯汀寢飾商標権者であり、被告尚昱公司、楊献章、多利寶公司、朱景清に関連の奧斯汀寢飾商標が表示された寝具を製造することを許諾していない。しかしながら被告多利寶公司、上海多利寶公司是訴外人光宇公司与三者間で取引契約を結び、被告楊献章は代理として、共同で原告の係争商標を侵害した商品を製造して原告の商標権を侵害した。その後訴外人光宇公司が経営難に陥ったため、上記商標権侵害商品を被告尚昱公司に売却しており、被告楊献章が販売行為によって摘発された部分の商標権侵害行為はすでに上述したように認定され、原告は商標法第 69 条第 1 項規定に基づいて、主文第 1 項に示す通り、原告の係争商標権侵害の停止と予防を請求することには、法に合わないところはなく、許可すべきである。また被告尚昱公司、楊献章、多利寶公司、朱景清、上海多利寶公司、朱景彙、李隆晋と訴外人光宇公司との上記共同商標権侵害行為は認定することができ、原告は上記規定により連帯で原告に対する損害賠償責任を負うよう被告に請求することができる。

(五) 調べたところ、本件被告が 1 点 3,000 新台幣ドル、共同購入の場合は 1 点 1,800 新台幣ドルという価格で、上記の商標権侵害商品を販売したことは、原告が提出したサイトの資料で証明でき、本裁判所 110 年度智簡字第 10 号刑事判決及び台中地方檢察署檢察官 109 年度偵字第 00000 号起訴状ではいずれも、被告楊献章が 1 点 1,200 新台幣ドルの価格で原告の係争商標権侵害商品、即ち上記布団を訴外人黃麥燕に販売したこと等が認定されており、また被告楊献章が提出した本裁判所 109 年度智重附民字第 62 号刑事付帯民事判決にも、

原告が「奈米陶瓷智慧機能被」の小売単価 1,200 新台幣ドルを計算の基礎とすることを主張しており、この部分の販売価格については被告も争っておらず、真実であると認定できる等と記載されている。本件原告は 1 点あたり 3,000 新台幣ドルの認定を主張しているが、これはこのサイトの表示価格であり、かつ共同購入価格は 1 点 1,800 新台幣ドルという価格があり、いずれも実際の実売単価であると認め難く、本裁判所 110 年度智簡字第 10 号刑事判決及び台中地方檢察署檢察官 109 年度偵字第 20871 号起訴状に記載されている被告楊献章が実際に販売した 1 点 1200 新台幣ドルという価格を「小売価格」とする方が事実近くに、原告が「小売単価」を 3,000 新台幣ドルとする主張は認められない。また、本件商標権侵害商品は合計 4,200 点であり、上記 1,200 新台幣ドルで損害賠償を算出し、つまり被告が連帯で原告に支払うべき損害賠償金は 504 万新台幣ドル（計算式：4200\*1200=0000000）である。また被告楊献章は、上記手続部分の説明により、本裁判所 109 年度智重附民字第 62 号刑事付帯民事訴訟で訴えられた商標権侵害商品 20 点を差し引くべきであり、4,180 点、即ち 501 万 6 千元（計算式：4180\*1200=0000000）について他の被告と連帯損害賠償責任を負わなければならない。

（六）調べたところ、被告が費用を負担して、本判決書の当事者、事由、主文を標楷體 18 ポイントのフォントで蘋果日報全国版第一面に掲載する原告の請求について、本裁判所は本件被告が製造した原告商標権侵害商品が 4,200 点に上り、侵害の状況が重大であり、刑事事件で押収した少数の布団を除く 4,180 点は押収されておらず、行方が分からず、被告は損害の拡大を減らすために提出していないことを斟酌して、原告の業務上の信用と名誉は全国的に重大な損害を負う高いリスクがあり、上記原告が主張する内容を新聞に掲載して原告の信用と名誉を回復する必要があると認められる。本裁判所は上記事情を斟酌し、原告の主張する方法で新聞掲載の必要があることを認め、原告のこの部分の請求も許可すべきである。

（七）調べたところ、本件原告は被告の前記債権に対して、不確定期限の支払いに該当すると認め、原告が提訴し訴状を送達し、かつ本件訴状副本が 2021 年 2 月 19 日付けで被告尚昱公司、楊献章、多利寶公司、朱景清、李隆晋に送達され、さらに 2021 年 4 月 23 日付けで被告上海多利寶公司、朱景彙が証明書を送達しており、これを参照でき、双方は 2021 年 8 月 2 日の口頭弁論日に、利息起算日を被告上海多利寶会社の訴訟代理人が裁判書類を閲覧した 2021 年 7 月 29 日の翌日、即ち 2021 年 7 月 30 日とすることに同意している。したがって原告が本件の遅延利息について、被告尚昱公司、楊献章、多利寶公司、朱景清、上海多利寶公司、朱景彙、李隆晋に対して 2021 年 7 月 30 日から支払い済みまで年 5 部の割合による遅延利息を支払うよう請求することには法に合わないところがなく、許可すべきである。

（八）以上をまとめると、原告は商標法及び権利侵害行為の法律関係に基づいて、主文第 1 項乃至第 4 項に示すように請求することには理由があり、被告に支払いを命じるよう判決すべきである。原告の請求のそれを越える部分については、その訴えに理由がなく、棄却すべきである。

五、以上の次第で、本件原告の請求には一部に理由があり、一部に理由がなく、知的財産事件審理法第 1 条、民事訴訟法第 385 条第 1 項後段、第 79 条、第

85 条第 2 項、第 390 条第 2 項、第 392 条第 2 項の規定により、主文のとおり判決する。

2021 年 8 月 23 日

民事第一法廷

裁判官 王詩銘

## 02 営業秘密関連

### ■ 判決分類：営業秘密

#### I 営業秘密罪の「主観的な犯罪意思」の認定

##### ■ ハイライト

被告人は 2003 年から華亞科会社に勤め、2016 年 9 月 26 日に退職を願い出ており、2016 年 10 月 15 日が最後の出勤日となっている。退職直前の職位は公用処空調部の專案經理（プロジェクトマネージャー）で、空調システムの管理、維持・稼働等の業務を担当した。被告人は 10 月 19 日には告訴人会社と競合関係にある中国大陸地区の合肥智聚公司を訪れて現場の環境を理解し、11 月 1 日には入社して任職し、空調システム図面の審査担当となった。

華亞科公司是、被告人が第三者の不正な利益を図る目的、並びに中国大陸地区で使用する目的で、2016 年 8 月 29 日、30 日、つまり華亞科会社に任職していた期間に、華亞科公司の保有する付表一に示される営業秘密を当時すでに合肥智聚公司に勤務していた元同僚に漏洩し（行為一）、また華亞科公司での最後の出勤日後に、付表二に示される職務上知悉した華亞科公司の営業秘密を、許諾された範囲を越えて複製し（行為二）、付表三に示される電磁的記録を無断で複製し、自ら所有するノートパソコン及び外付けハードディスクに保存し（行為三）、さらに被告人が華亞科公司の任職期間に付表四に示される職務上取得した営業秘密を自宅に持ち帰り、退職後に返還しなかった（行為四）。

本件は華亞科公司が告訴を提起し、桃園地方檢察署は被告人の上述の四項目の行為について、それぞれ被告人が営業秘密法第 13 条の 2 第 1 項の中国大陸地区で使用する目的で、「営業秘密を知悉し、許諾を得ずに営業秘密を漏洩した罪」、「営業秘密を知悉して、許諾範囲を超過して営業秘密を複製した罪」、「営業秘密を無断で複製した罪」及び「営業秘密を所持し、隠匿した罪」を犯したとして起訴した。桃園地方裁判所は被告人が前三項目の罪を犯したと認めしたが、「営業秘密を所持し、隠匿した罪」については無罪と判決した。見解は次の通りである。

##### 一、被告人が為した行為一：

（一）被告人は華亞科公司での任職期間に、空調システムの管理を担当し、付表一に示されている華亞科公司のクリーンルームの排気設備の数量、容量、配置及び設備の運転データは、被告人が業務上知悉した情報である。

（二）被告人は華亞科公司の情報安全管理規定に違反して、管理職者の同意を得ずに、電子メールを用いて付表一の営業秘密情報を合肥智聚公司以働く元同僚に転送し、営業秘密法第 13 条之 2 第 1 項の中国大陸地区で使用する目的で

「営業秘密を知悉し、許諾を得ずに営業秘密を漏洩した罪」を犯した。

二、被告人が為した行為二：

(一) 付表二の情報は訴外人である美光公司（マイクロン社）から許諾された技術であり、新工場建築に関する営業秘密であり、華亞科公司工務処に属する新工場全体の企画設計文書である。被告人は華亞科公司において工務処の工場建設に関する公用処の窓口であるが、被告人は業務上の必要がある場合に限って、付表二に示された営業秘密情報を閲覧する権限が与えられているに過ぎない。

(二) 被告人は 2016 年 9 月 12 日に関連の営業秘密文書を印刷した時、華亞科公司は現有の工場において再び新工場を建設する必要性はなく、且つ被告人は華亞科公司の林口工場に勤務しており、美光公司台中工場の建設構造図を参考とする必要は全くなかった。また被告人は 2016 年 9 月 26 日に退職を願い出ており、その二日後に中国大陸で面接を受けており、被告人は中国大陸地区で働く目的で許諾範囲を超過して付表二の資料を複製したものであり、営業秘密法第 13 条之 2 第 1 項の中国大陸地区で使用する目的で「営業秘密を知悉して、許諾範囲を超過して営業秘密を複製した罪」を犯したと認めることができる。

三、被告人が為した行為三：

(一) 附表三に示されている電磁的記録には、生産機器について華亞科公司の環境流体に合わせて行った設計の内容、及び華亞科公司のデータ、材質及び安全規定以外に、華亞科公司が建設する工場建物設計の関連データ（載重、微震、構造、階層等を含む）も含まれている。

(二) 前述情報は被告人の業務とは全く無関係であり、被告人は華亞科公司の最後の勤務日後に、華亞科公司の規定に違反して、所属部門の管理職者の同意を得ずに文書を取得し、直接個人の外付けハードディスクに複製し、付表三の電磁的記録を複製した二日後に中国大陸地区の合肥智聚公司を訪れており、被告人は中国大陸地区で働く目的で、無断で付表三の資料を複製したものであり、営業秘密法第 13 条之 2 第 1 項の中国大陸地区で使用する目的で「営業秘密を無断で複製した罪」を犯したと認めることができる。

四、被告人が為した行為四：

(一) 付表四で示された文書には、華亞科公司 6S プロジェクト進捗状況週報、タンクエリアのエリア平面図、空調部の冷却水設備の温度制御最適化に係る評価報告及び空調部の製造工程の冷却水システムの教育訓練技術資料が含まれる。

(二) 関連する証人の証言によると、被告人は公用処空調部の專案經理（プロジェクトマネージャー）であり、当時は 6S プロジェクトの責任者でもあったため、被告人は業務上の必要から付表四に示される文書を取得した。また付表四に示される資料にはそれぞれ「内部（社外秘）文書資料」及「機密（秘）資料」と標示されていたが、華亞科公司の当時の情報安全関連規定によると「内部文書資料」及び「機密資料」は社外への持出しが認められていた。現在のハイテク産業の発展、ハイテク企業のエンジニアの時間外労働が一般大衆の知る普遍的現象となっていることに照らして、被告人が家で仕事できるよう持ち帰

ったことは根拠がないものではない。

(三) 以上のことから、付表四に示される文書は確かに被告人の自宅で押収されたが、被告人が退職前に（不正に）取得したのではなく、自宅で残業する必要がある、被告人が会社に返還し忘れた可能性を排除できないため、被告人の自宅で係争文書が発見されただけで、被告人が「営業秘密を所持し、隠匿した罪」の主観的な犯罪意思があったと論断できない。

## II 判決内容の要約

台湾桃園地方裁判所刑事判決

【裁判番号】 107 年度智訴字第 2 号

【裁判期日】 2021 年 8 月 27 日

【裁判事由】 営業秘密法違反等

公訴人 台湾桃園地方検察署検察官

被告人 范振航

上列被告人は営業秘密法違反等事件により、検察官からの公訴（106 年度偵字第 5109、13005 号）が提起されるとともに、移送して訴因の追加となった（108 年度偵字第 1539 号）。本裁判所は次の通りに判決する：

### 主文

范振航は、付表一に示された資料について、営業秘密法第 13 条の 2 第 1 項に定める中国大陸地区で使用する目的、並びに第三者の不正な利益を図る目的で、営業秘密を知悉して漏洩する罪を犯したため、懲役 1 年 2 月に処する。付表二に示された資料について、営業秘密法第 13 条の 2 第 1 項に定める中国大陸地区で使用する目的、並びに第三者の不正な利益を図る目的で、営業秘密を知悉して、許諾範囲を超過して営業秘密を複製した罪を犯したため、懲役 1 年 10 月に処し、押収品である付表二項目番号(2)(3)(5)に示される紙媒体文書を没収する。付表三に示される資料について、営業秘密法第 13 条の 2 第 1 項に定める中国大陸地区で使用する目的、並びに第三者の不正な利益を図る目的で、営業秘密を無断で複製した罪を犯したため、懲役 2 年に処し、押収品であるノートパソコン 1 台と外付けハードディスク 1 個を没収する。懲役刑 3 年 4 月を執行すべきである。

付表四項目番号(1)(2)(3)について、営業秘密を隠匿し、背信した部分及び付表四項目番号(4)について、営業秘密を無断で複製した部分は、いずれも無罪とする。

### 事実要約

一、華亞科技股份有限公司（Inotera Memories, Inc.）は 2003 年に設立され、会社の主な業務はいずれも DRAM（ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ）ウエハ受託製造サービスであり、2016 年 12 月 6 日に台湾美光半導体股份有限公司（Micron Semiconductor Taiwan Co. Ltd）に買収され、2017 年 3 月 1 日に台湾美光晶圓科技股份有限公司（Micron Technology Taiwan、以下「華亞科公司」、「美光公司」）と改名した。中国大陸地区の当局は近年経済産業政

策において半導体技術の発展を強化している。これを受けて中国大陸地区の紫光集團傘下にある長江存儲科技有限責任公司（Yangtze Memory Technologies Corp、以下「長江存儲公司」と合肥市政府が主導する合肥智聚集成電路有限責任公司（以下、「合肥智聚公司」）はいずれも産業政策推進のために積極的に工場建設に投資し、2018年からの12インチウエハの量産を予定し、その後2015年から台湾ファウンドリの人材を中国大陸で働くよう積極的に招き寄せた。

二、被告人は2003年から華亞科公司に勤め、2016年9月26日に退職を願い出ており、2016年10月11日には従業員退職面談記録に署名し、同年10月15日が最後の出勤日となっている。退職直前の職位は公用處（共用設備管理部門）空調部（空調管理部門）の專案經理（プロジェクトマネージャー）で、空調システムの管理、維持・稼働等の業務を担当し、同年10月19日には告訴人公司と競合関係にある中国大陸地区の合肥智聚公司を訪れて現場の環境を理解し、11月1日には入社して任職し、空調システム図面の審査担当となった。被告人は華亞科公司での任職期間に、付表一、二、三に示される各種営業資料がいずれもウエハ工場建設、生産に関連するものであり、華亞科公司が保有する生産情報であり、通常業界で知られているものではなく、しかも実質的な経済価値を有し、華亞科公司にとって保護を受けるべき情報であることを明らかに知悉していた。また華亞科公司の情報安全管理手続き及び各部門の情報分級管理表の規定により、保護を受けるべき情報は「社外秘（For Internal Use Only）」、「秘（Confidential）」、「極秘（Strictly Confidential）」の3ランクに分けられ、開示したいときは、(1)業務上知る必要があることに適合、(2)最小の開示、(3)政府法令に適合等の3原則を遵守しなければならず、かつ処理準則において「社外秘」ランクの情報は複製してもよいが、会社から持ち出す必要がある場合、従業員は申請し、管理職者に事前の同意を得ておかなければならない；「秘」ランクの情報は複製できず、管理部門の同意を得て始めて複製することができ、且つ持出しするには申請手続きをして申請部門と管理部門の協理（本部長）/副總經理（副社長）クラスの管理職者に事前の許可を得なければならない；そして「極秘」ランクの情報は事前に華亞科公司の總經理(社長)の許可を得て始めて複製でき、事前に總經理の許可を得て始めて持ち出すことができることも知悉していた。各部門も自ら情報安全ランク管理を設定しており、その使用方法も前述の情報安全管理手続きより情報ランクを規定する必要がある、さらに入社時に署名した従業員雇用承諾書、華亞科公司就業規則及び退職時に署名した退職面談記録内容によって、被告人に秘密保持義務があり、許可を得ずに故なく複製、漏洩してはならず、且つ雇用関係が終了した時に、所持する書類及びファイルを華亞科公司に返還しなければならないことが告知されている。ところが被告人は第三者の不正な利益を図る目的、並びに中国大陸地区で使用する目的で、2016年8月29日、30日に続けて告訴人公司の保有する付表一に示される営業秘密を当時すでに合肥智聚公司に勤務していた元同僚に漏洩した。また第三者の不正な利益を図る目的、並びに中国大陸地区で使用する目的で、続けて付表二に示される時間に付表二に示されるものについて、被告人は職務上知り得た華亞科公司（一部は華亞公司が言語の著作権を所有）の営業秘密を、許諾された範囲を越えて複製し、同時に任務に違背し、

華亞科公司の営業秘密及び言語の著作権を侵害し、華亞科公司に損害をもたらすに十分である。また第三者の不正な利益を図る目的、並びに中国大陸地区で使用する目的で、付表三に示される時間に続けて無断で付表三に示される電磁的記録を複製し、自ら所有するノートパソコン及び外付けハードディスクに保存した。

三、本件は告訴人である華亞科公司が告訴を提起した後、台湾桃園地方檢察署檢察官が法務部調查局桃園市調查処を指揮して2017年2月2日に本裁判所の捜査令状を以って被告人の家宅捜索を行い、付表二に示された紙媒体の資料及び付表三に示されたノートパソコン及びハードディスクを押収した。

## 判決理由の要約

甲、有罪部分：

一、取調記録及び証人と物証によると、被告人は付表に示される営業資料の内容に対しては争わず、またそれらの資料を所持していること、又は複製したこと、又は返還しなかったこと、又は削除しなかったこと、又は携帯電話で撮影して写真を転送したこと等の行為についても争わないが、犯行を全面的に否定し、付表に示される営業資料はいずれも告訴人公司の営業秘密ではない云々と主張した。調べたところ、以下の通りである。

(一) 告訴人公司の保護を受けるべき営業秘密：

告訴人公司の定めた情報安全管理手続き第5.2条によると、告訴人公司が生み出した又は取得した経済価値を有する営業資料は「極秘」、「秘」、「社外秘」の3ランクに分類され、且つ情報安全管理手続きにおいてはこれら3ランクの資料の定義と種類を明確に次のように記載されている：1.「極秘」：情報安全管理手続き第5.2.1条規定によると、極秘の資料とは「この保護を受けるべき情報は、不当に漏洩されたならば、告訴人公司に重大な損失をもたらしたり、厳しい法律上の責任を負うこととなったり、告訴人公司の株価の変動に影響したり、告訴人公司の信用と名誉を著しく毀損したりするものであり、告訴人公司の研究開発設計、専利（訳注：特許、実用新案、意匠を含む）の構想の提案及び関連情報、提携戦略、未公開の最初の製品又は研究開発計画、当社の株価に影響を与えるいかなる情報、当社の合併、売却、重要なビジネス決定、計画、ビジネスパートナーからの重要機密に関わる資料等が含まれるが、それに限定されないもの」をいう。2.「秘」：情報安全管理手続き第5.2.2条規定によると、秘の資料とは「この保護を受けるべき情報は、不当に漏洩されたならば、告訴人公司に相当な資産の損失をもたらしたり、相当な法律上の責任を負うこととなったり、告訴人公司の信用と名誉を毀損したりするものであり、告訴人公司が契約義務又は法律の規定により秘密保持責任を負うべき資料、新製品及び製造技術の資料、施設、特殊な配合、重要決定、投資、予算、既存製品の規格、製造技術及び施設/配合、就業規則規範準則、設計図、他者との技術提携の内容、人的資源、給与、財務又は関連の企画/分析、顧客及びサプライヤの関連情報、特殊訓練教材、営業資料、未公開の専利の文書又はそれに関連する情報、契約草案が含まれるが、それに限定されないもの」をいう。3.「社外秘」：情報安全管理手続き第5.2.3条規定によると、社外秘の資料とは「この保護を受

けるべき情報は、不当に漏洩されたならば告訴人会社が損失を被るもの、又は内部での参考として使用するものであり、プロジェクトの報告、計画/発表、通常の改善又は修繕・建設計画、青写真、内部の指導方針及び公告、内線電話番号リスト、内部の注文及び価格表、内部のコミュニケーション/連絡/電子メール/会議記録/会議概要、内部規則及び作業指示書、内部報告、計画/発表等が含まれるが、それに限定されないもの」をいう。

(二) 営業秘密の保護措置：

1. 紙媒体の複製及び持出し

紙媒体形式による告訴人会社の営業秘密の複製（印刷とコピーを含む）及びその副本の持出しを行うならば、文書の機密ランクに応じて異なる秘密保持措置を遵守しなければならない。①「社内秘」：告訴人会社の情報安全管理手順の規則により、従業員は、業務上知る必要がある原則に適合、最小の開示原則に適合、政府の法令に適合という3つの前提の下、業務上の必要に基づいて社外秘ランクの告訴人の営業秘密を印刷することができる。ただしこれらの社外秘の紙媒体の営業秘密を持ち出す必要がある場合、情報安全管理手続きの規定により、告訴人会社はこれらの文書の持出しを奨励しないが、業務上の必要があれば、管理職者に事前の同意を取っておき、且つ持出し時には許諾されていない文書のいかなる接触も防止しなければならない。②「秘」：従業員は、業務上知る必要がある原則に適合、最小の開示原則に適合、政府の法令に適合という3つの前提の下、管理部門の同意を得て始めて複製することができる。業務上これらの文書を持ち出す必要がある場合は、申請を手続きするほかに、申請部門と管理部門の協理（本部長）/副総経理（副社長）クラスの管理職者に事前の許可を得なければならない。③「極秘」：従業員は、業務上知る必要がある原則に適合、最小の開示原則に適合、政府の法令に適合という3つの前提の下、事前に総経理(社長)の許可を得て始めて「極秘」文書を複製できる。業務上これらの文書を持ち出す必要がある場合は、申請を手続きするほかに、事前に総経理の許可を得て始めて持ち出すことができる。④告訴人会社は2014年7月19日に第一版の情報安全管理手続きを定めているほか、従業員が規定に違反して告訴人会社の営業秘密を印刷して持ち出すことを回避するために、告訴人会社は不定期に会社入口にて検査を行い、従業員の規定違反による持出しを回避している。これについては、「(問い：あなたの知る範囲で、従業員が許諾を受けて社外秘文書、秘文書、極秘文書の紙媒体を印刷したとき、あなた方はこの紙媒体をどのように管理しますか?) 紙媒体の資料を持ち出そうとするならば、我々はこれを管理することはできない。さらに我々は不定期に会社正門の前後出入口で情報安全の抜き取り検査を行っており、具体的な抜き取り検査とはカメラ機能を搭載する携帯電話、ノートパソコンがある場合、申請許可書の提示を求めるというものである。」という証人の証言がある。⑤従業員が告訴人会社の規定に違反して大量の印刷を行う状況を避けるため、告訴人会社はすべての従業員の印刷記録を保存し、不定期に検査を行っている。本件被告人は退職願いを出した後、大量かつ異常に印刷を行っており、印刷リストを調べることができる。これによって告訴人会社は、被告人が違法に被告人会社の営業秘密を窃取した状況を掌握できた。

2. 電子ファイルのアクセス

前述の情報安全管理手続きによると、電子ファイル形式で告訴人会社の営業秘密を社内ネットに置く場合、そのファイルの機密ランクにより異なる保護措置を遵守しなければならない。①「社外秘」：基本的に、告訴人会社の内部に置いて従業員のアクセスに供する。②「秘」：従業員が業務上知る必要がある原則に適合、最小の開示原則に適合、政府の法令に適合という3つの前提の下、社内ネットにおいて従業員のアクセスに供するが、前提はアクセス権を制限するというものである。③「極秘」：申請部門及び管理部門の副総経理（副社長）クラス管理職者の許可を得てアクセス権を制限することで始めて可能となる以外は、原則的に禁止とする。

### 3.電子メールでの電子ファイルの転送

電子メールで告訴人会社の営業秘密を転送する場合は、前述の情報安全管理手続きによると、機密ランクにより異なる保護措置を遵守しなければならない。①「社外秘」：原則的に社外秘のファイルを転送してはならない。ただし業務上の必要があり、且つ以下の二原則に適合するならば、例外的に転送してもよい。二原則とは(1)ccで経理（部長）クラスの管理職者にも送る、(2)社外へのメールは警告を注記する。②「秘」：従業員は事前に許可を取得し、文書は暗号化されたルート（Portal や FTP など）を通じて転送しなければならず、且つ電子メールに警告を注記しなければならず、それらによって始めて「秘」ランクの文書を電子メールで転送できる。③「極秘」：従業員は事前に許可を取得し、文書は暗号化されたルート（Portal や FTP など）を通じて転送しなければならず、且つ電子メールに警告を注記しなければならず、それらによって始めて「極秘」ランクの文書を電子メールで転送できる。

### 4.USB への電子ファイル保存を禁止

告訴人会社が定めた「コンピュータ設備管理作業指示書」第 5.1.4.4 条には「光ディスクドライブ、ソフトドライブディスク、及びその他記憶設備のインターフェース、DisableUSBstorage...等を取り外す」と規定され、USB や光ディスクドライブなどのいかなる記憶デバイスも取り外さなければならない。従業員が使用するすべての告訴人会社のコンピュータは「コンピュータリソース使用管理弁法」第 5.1.3 条により、必要な許可を取らずに、告訴人会社のコンピュータ又はネットワークに記憶媒体、ディスクドライブなどの周辺設備を外付けしてはならない。

### 5.携帯電話の使用を禁止

告訴人会社はスマートフォンの社内持込みを全面的に制限している。業務上のスマートフォンを使用する必要があるれば、告訴人に対して事前に申請しなければならず、許可を得た後始めてスマートフォンを持ち込むことができ、且つスマートフォンを社内を持ち込んだとしてもカメラ機能の使用を禁止している。これは告訴人公司内部の公告で調べることができる。

6.告訴人公司の下請け企業はいずれも秘密保持協議書に署名しなければならず、それによって告訴人公司は各種の必要な営業秘密を告知できる。それらの情報はたとえ下請け企業に告知されても、なお当社専属の営業秘密である。

7. 告訴人公司は従業員による前述情報安全関連規定の遵守を確保するため、従業員を雇用する際に、従業員に雇用承諾書への署名を要求しており、該承諾書第4条には「被用者は当社の任職期間において、当社の営業秘密、情報及び資料（以下「機密資料」という）を知る又は知り得る又はその他の方法で知る又は取得する機会があり、当社の機密資料を保護するために、被用者は以下に同意するものとする：1.本承諾書でいうところの“機密資料”とは、被用者が当社に任職する期間に創作、開発、取得、使用、知悉等をした、当社及び当社と関連する業務往來のある任意の第三者が保有し、秘密性（非公知性）と経済利益（有用性）等を保持し続けようとする一切の資料をいい、(1)当社が自ら開発した、又は第三者に開発を委託した、又は第三者から移転された情報；及び(2)書面又は口頭等の形式の情報を含むが、それに限定されない。被用者が知悉する以下の項目はすべて当社の機密資料である：(1)当社の生産、製造及び研究開発等と関連がある各種資料であり、技術、方法、プロセス、配合、発明、創作、専利（特許、実用新案、意匠）、商標、著作物、コンピュータソフトウェア、集積回路レイアウト、図面、写真、サンプル、及び関連の模型、製品規格、工程及び/又は設計図、研究報告及び分析等を含む、(2)当社の販売、業務、経営管理等と関連する資料であり、生産販売計画、顧客資料、運営方針、会社業績、プロモーション戦略、市場分析、財務、人事、製品コスト等を含む、(3)その他の任意の、当社が“極秘”、“秘”、“閲覧制限”又はその他類似する同義語の文字が標示された文書、及び当社が機密と見なす資料等、及び(4)当社が契約又は法令により第三者に秘密保持責任を負う第三者の機密資料。2.被用者が当社に任職する期間又は退職した後、秘密保持業務を厳守すべきであり、自ら又はいかなる方法でもいかなる機密資料も直接的又は間接的に第三者に不正に知悉、所持、複製、公開又は利用させてはならない。但しいかなる機密資料もすでに公開されている又はその機密性が解除されているならば、被用者は当該部分の秘密保持義務を免除できる。被用者が過失により漏洩した又は他人の漏洩を知悉したときは、直ちに当社に告知しなければならない。3.（省略）4.被用者が当社との雇用関係を終了したとき、又は当社が返還を要求したときは、所持する当社のいかなる資料も当社に返還しなければならず、それには本承諾書第4条に開示されている機密資料及び当社又は被用者が執行する業務と関連する各種文書、資料、図表、又はその他の形式の情報等が含まれ、それは原本、写し、コピー、磁気テープ、磁気ディスク又は製品の複製等を問わない。被用者はコピー、複製又はその他のいかなる方法を以っても保留してはならない。」と規定されている

8. 告訴人は従業員による告訴人公司のすべての情報安全管理措置、機密分級方法等の知悉を確保するため、内部では不定期に情報安全訓練課程を行っており、これは2016年華亞科技ビジネス行動規範及び情報安全年度訓練一部で調べることができる。

以上をまとめると、告訴人公司は経済価値（有用性）を有する保護を受けるべき資料に対して、形式と実質の両面において営業秘密と見なして合理的に保護措置を採用して保護している。

以上に述べたとおり、前述の付表一、付表二、付表三にある各項の告訴人公

司が保有する営業秘密はいずれも告訴人会社が専有する技術であり、独創性を有しており、上記の文言がいずれも著作権法の保護する著作物ではないとする被告人の主張は採用するに足りない。被告人の営業秘密法、著作権法の違反、背任等の犯行は、事実証拠が明確であり、認定できる。

## 二、論罪科刑

(一) 付表一に示される営業資料について、被告人が2回にわたり携帯電話で第三者に転送したことは、営業秘密法第13条の2第1項第2号に定める中国大陸地区で使用する目的で、営業秘密を知悉して漏洩するという加重の営業秘密侵害罪及び刑法第342条第1項の背信罪（公訴人は漏らして論じていない）を犯すもので、観念的競合の規定により、最も重い刑である加重の営業秘密侵害罪で処断すべきである。

(二) 付表二に示される営業資料について、被告人は営業秘密法第13条の2第1項第2号に定める中国大陸地区で使用する目的で営業秘密を知悉して許諾を得ずに複製するという加重の営業秘密侵害罪、著作権法第91条第1項に定める複製することにより他人の著作権を侵害するという罪及び刑法第342条第1項の背信罪を犯すもので、観念的競合の規定により、最も重い刑である加重の営業秘密侵害罪で処断すべきである。

但し付表二の項目番号(2)(3)(5)については、被告人宅で押収した紙媒体の営業資料であり、告訴人会社が削除、廃棄すべきであると告知したにもかかわらず自宅に隠匿していたが、三部の紙媒体資料は付表二のその他の被告人が印刷した営業資料と同一の時期のもので、即ち被告人が退職前に不正に続けて印刷したものであり、事後に削除、廃棄せずに隠匿していた。当然の結果、これらの営業資料について被告人は告訴人会社の法益に新たな侵害はなく、違法複製という不可罰的事後行為であり、別途論罪せず、公訴人が独立した罪として成立するので処罰すべきとしたことには誤りがある。

(三) 付表三に示される電子ファイルは、被告人が営業秘密法第13条の2第1項第1号に定める中国大陸地区で使用する目的で、無断複製により営業秘密を取得する罪及び刑法第359条の故なく他人の電磁的記録を取得するという罪を犯すもので、観念的競合の規定により、最も重い刑である加重の営業秘密侵害罪で処断すべきである。

(四) 被告人が犯した上記の3つの加重の営業秘密侵害罪は、行為が異なり、分けて論じ併せて罰するべきである。被告人の犯行動機、目的、生活状況、知識レベル及び犯行後言葉巧みに否認した態度等の一切の状況を酌量し、主文に示す刑の通り量刑するとともに、懲戒を示すためその刑を執行すべきものと定める。

## 三、没収

(一) 付表二項目番号(2)(3)(5)に示される紙媒体の文書は、被告人が「犯罪行為によって得た物」であり、押収した物は被告人范振航が所有するノートパソコン

ン及び外付けハードディスク各 1 個で、その中に被告人会社の営業秘密が保存されており、被告人が「犯罪行為の用に供した物」であり、いずれも法に基づいて没収を宣告するものである。

(二) 被告人は合肥智聚公司に採用されるために取得した営業秘密を交換したか否かは証明できず、況して被告人本人は告訴人公司以長年任職し、空調部專案經理（プロジェクトマネージャー）まで務めており、本来工場建設に関する知識と経験を相当に蓄積したファンドリー業界の専門家であるため、合肥公司がこの人材を評価して任用したことは、一般的な状況に合致するため、被告人が合肥智聚公司から受け取った給与は「犯罪収益」とは言いがたく、没収しない。

## 乙、無罪の部分：

公訴趣旨では、付表四に示される資料、即ち被告人が携帯電話で撮影した「一階平面図及び排気図」と被告人住居から押収された「紙媒体の文書」は、いずれも告訴人公司専属の営業秘密であり、合理的な保護措置が採られており、被告人は任職期間にそれぞれ付表に示された方法で告訴人公司が保有する営業秘密を侵害しているため、同じく中国大陸地区で使用する目的の営業秘密侵害罪の嫌疑があると述べられている。しかし営業秘密法第 13 条の 2 第 1 項の加重の営業秘密侵害罪という罪名の成立は、まず同法第 13 条の 1 第 1 項各号の状況が成立することを前提としている。同法第 13 条の 1 第 1 項各号の罪名の成立と刑法第 342 条第 1 項背信罪の成立はいずれも行為者が主観的に自己又は第三者の不正な利益を図る目的、又は営業秘密保有者の利益に損害を与える目的があり、客観的に行為の客体が営業秘密であって始めて十分だといえる。ここで調べたところ以下の通りであった。

一、付表四の中の「三部の紙媒体の文書」は、現在のハイテク産業の発展、ハイテク企業のエンジニアたちの時間外労働、自宅における残業という現象がマスコミによって取り上げられ、一般大衆が知る普遍的現象となっていることに照らして、被告人が家で仕事できるよう持ち帰ったことは根拠がないものではない。前述の文書は確かに被告人の自宅で押収されたが、被告人が退職前に（不正に）取得したものではなく、自宅で残業する必要がある、被告人が会社に返還し忘れた可能性を排除できないため、自宅で発見されただけで、被告人に主観的な犯罪意思があったと論断できず、なおその他の積極的な事実証拠で補強しなければならない。しかし公訴人はこれについてその他の事実証拠を提出できておらず、ファイルにおけるその他の補強証拠を調べた結果、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に基づき、被告人に対してこの部分の営業秘密侵害及び背任については無罪を告知し、冤罪を避ける。

二、付表四の中の被告人が撮影した「一階平面図及び排気図」は工場の空間の概況のみを示すもので、そこから DRAM 生産機器の正確な配置場所を知り得ないため、この写真は経済価値がなく、営業秘密ではない。よって被告人に対してこの部分の営業秘密侵害については無罪を告知する。

以上の次第で、刑事訴訟法第 299 条第 1 項前段、第 301 条第 1 項により主文の通り判決すべきである。

本件は陳貞卉檢察官が公訴を提起し、林鈺澄檢察官が法廷で職務を執行した。

2021 年 8 月 27 日

刑事第十一法廷

裁判長 潘政宏

裁判官 許雅婷

裁判官 陳品潔

書記官 張怡婷

2021 年 8 月 30 日

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law

**TIPLO** 台灣國際專利法律事務所  
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

---

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2022 TIPLO, All Rights Reserved.